第2次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） 概要版

1　計画策定の趣旨

地域福祉とは，地域で誰もがその人らしく安心していきいきとして生活を送れるよう，地域住民や地域，行政等がお互いに協力して暮らしやすい地域づくりを進めるものです。

つくばみらい市では，地域社会のふれあいの中で，共に支え合い，いきいきとして生活を送ることができるまちを目指し，市と市社会福祉協議会が，市民や関係機関と協力しながら，地域で互いに助け合い，支え合う仕組みづくりを共に考えて進めていくために「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2　地域福祉計画と地域福祉活動計画について

（１）地域福祉計画

「地域福祉計画」とは，社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられて計画です。また，本計画は，つくばみらい市総合計画を上位計画とした計画で，本市における地域福祉推進の基本指針となるものです。

（２）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は，市社会福祉協議会が中心となって，地域福祉の推進のための活動・行動計画です。

（３）市社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進するにあたっては，行政と社協との連携がより効果的となります。そのため，市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と，社協が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定することにより，地域福祉のより一層の推進を目指します。

3　策定経過

2014 年(H26 年)３月	第１次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
2018 年(H30 年)２月	市民地域福祉に関するアンケート調査の実施
2018 年(H30 年)６～７月	市内５地区で地域懇談会の実施（6/23.30，7/7）
2018 年(H30 年)７月	民生委員・児童委員調査，団体調査の実施
2018 年(H30 年)12～1 月	パブリックコメントの実施（12/7～1/6）
2019 年(H30 年)12 月	市民説明会の実施（12/15）

4　計画期間

本計画は，2019年度（平成31年度）から2023年度までの５年間を計画の期間とします。

また，社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため，必要に応じて見直しを行うものとします。

5　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

「地域のきずなを育み　誰もが安心して暮らせるまちづくり」

すべての人が住み慣れた地域社会で，安心してその人らしい生活を送ることができるように，一人ひとりが思いやりの心を持ち，お互いに支え合う地域づくりを目指します。
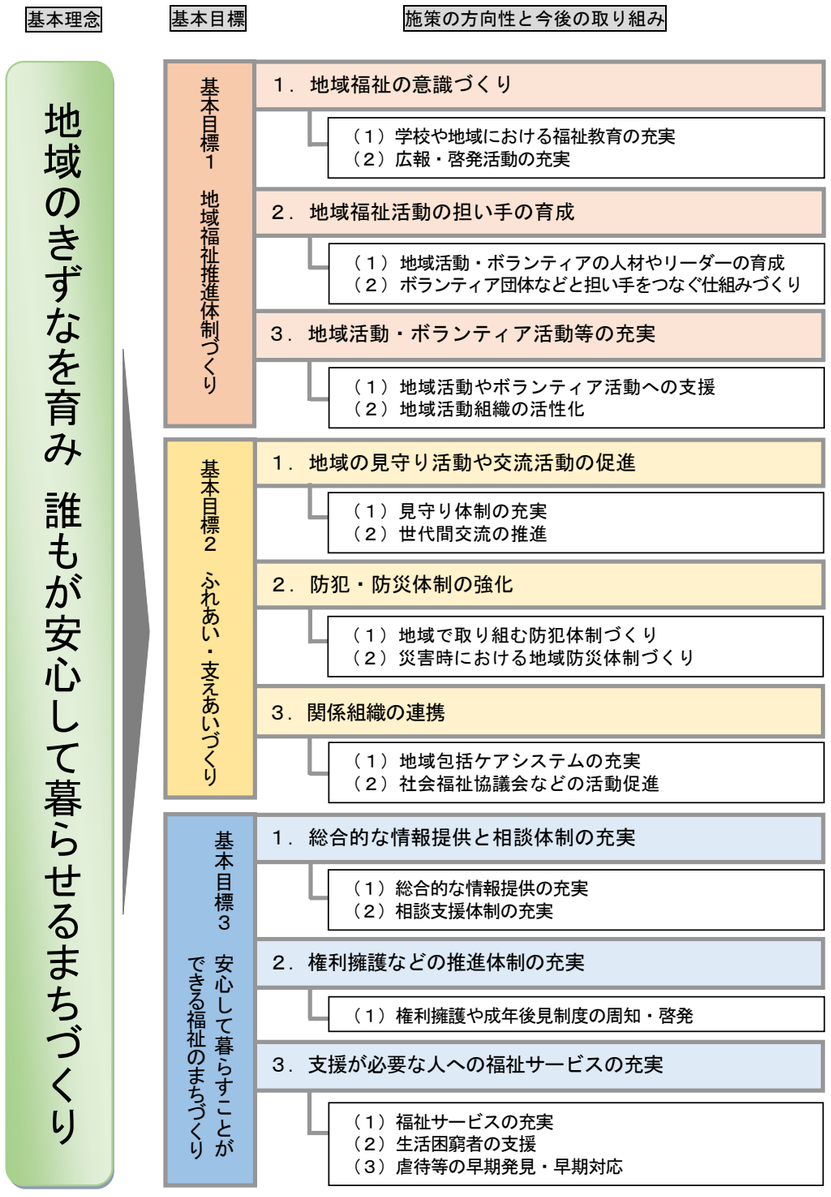
（２）計画の体系図